

労働者の賃金総額とは……

賃金総額は、**事務所労災**の保険料を計算するために、大変、重要なものです。

事務所労災では**専任者**と**兼務者**がありますので、下記のことにご注意の上、賃金総額を算出してください。

< **工事現場以外の業務**が「営業、事務、作業場の片づけ、道具の手入れ」の場合の例です。 >

①営業・事務専任の労働者の場合



私は、**営業**担当です。

労働者 総支給額 30 万円



私は、**事務**担当です。

労働者 総支給額 20 万円

毎月の賃金（非課税の通勤手当も含んだ**総支給額**）の**全額**と、**賞与の全額**を集計します。

②工事現場と、工事現場以外の業務（営業等）との兼務の労働者の場合

毎月の業務日報・出勤簿などで、**それぞれの就業時間を分けて記録し、工事現場以外の業務に係る賃金を把握しておきます。**



私は、工事現場の仕事と**営業**とが半々くらいかな。

労働者



私は、工事現場の仕事がほとんどだけど、時々、**作業場の片づけ**をしたり、**道具の手入れ**をしたりするよ。

労働者

業務日報（2019年9月分）				
	午前	午後	残業	営業等
9/1	A 邸新築工事	A 邸新築工事	2	
9/2	A 邸新築工事	B 邸改装工事	2	
9/3	C 様見積もり	A 邸新築工事	1	2
9/4	D 様打合せ	A 邸新築工事	1	4
9/5	社内打合せ	社内打合せ		8
	(省略)			
9月	就労時間合計 160 時間（うち営業等 80 時間）			
総支給額 40 万円				

業務日報（2019年9月分）				
	午前	午後	残業	営業等
9/1	A 邸新築工事	A 邸新築工事	2	
9/2	A 邸新築工事	道具手入れ		2
9/3	A 邸新築工事	A 邸新築工事	1	
9/4	A 邸新築工事	A 邸新築工事	1	
9/5	A 邸新築工事	作業場の片づけ		4
	(省略)			
9月	就労時間合計 160 時間（うち営業等 16 時間）			
総支給額 35 万円				

- 毎月の工事現場以外の業務（営業等）の賃金は、業務日報に記録した時間から計算します。この例では、「総支給額 40 万円 × 80 / 160 = 20 万円」です。
- 賞与についても、営業等の分を分けてください。

- 毎月の工事現場以外の業務（営業等）の賃金は、業務日報に記録した時間から計算します。この例では、「総支給額 35 万円 × 16 / 160 = 35,000 円」です。
- 賞与についても営業等の分があれば分けてください。

- 2020 年 4 月頃、年度更新手続きとして、この書類をお送りします。
- 2019 年 4 月～平成 31 年 3 月の間に支払った**営業等の業務分の賃金・賞与**を記入してください。

労働保険料等算定基礎賃金等の報告		
	労働者	賃金額
2019 年 4 月	○	○○○○○○
(省略)		
2019 年 9 月	4	735,000
(省略)		
2020 年 3 月	○	○○○○○○
賞与等 2019 年 7 月	○	○○○○○○
賞与等 2019 年 12 月	○	○○○○○○
合計	○○	○○○○○○

9 月のところに、労働者 4 名、賃金額は、30 万円 + 20 万円 + 20 万円 + 35,000 円の合計を記入します。

毎月の賃金額の合計が**賃金総額**です。これを基に**事務所労災**の保険料を計算します。

- ◆ 「半々くらい」、「時々」など、営業等の就労時間があいまいですと、賃金の**全額**を算入することになりますので、ご注意ください。
- ◆ 業務日報、作業日報、出勤簿など、形式は問いません。今あるものに、営業等の時間を記録してください。
- ◆ 労災事故がおきたとき、現場労災か事務所労災か、どちらの労災保険を適用するのが問題になることがあります。そのとき、**業務日報**または**作業日報**があると、労働基準監督署にケガの発生状況等の説明ができますので、日ごろから作成しておくことが大切です。